

遊 漁 規 則

伊東市松川漁業協同組合

伊東市松川漁業協同組合

内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、伊東市松川漁業協同組合が免許を受けた、内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場の区域に於いて、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・うなぎ・にじます・あまご)の採捕(以下遊漁という)について制限を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁業区域内で遊漁をしようとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項の遊漁料を納付しなければならない

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

1.

ア、漁業の 名称	イ、漁業の方 法	ウ、統数又は規 模	エ、区 域	オ、期 間
あゆ漁業	友 釣	掛鉤はイカリ鉤 1 段又はチラシ (ヤナギ) 鉤 2 本以内とする。 疑似オトリの使 用を禁止する。	奥野ダム付替トンネル下流端から旭橋上流端まで	6 月 1 日以降で組合が定め公示する日から 10 月 10 日まで
			次郎エ門淵を除く 泉川	
			旭橋上流端から渚橋上流端まで。	8 月 1 日以降で組合が定め公示する日から 10 月 10 日まで。
	餌 釣	餌は魚肉に限る アミ・ボーフラ の使用は禁止する 掛鉤の併用は禁止する。	奥野ダム渡り石から 白川橋まで。	7 月 15 日以降で組合が定め公示する日から 10 月 10 日まで。
			新八代田橋上流端から旭橋上流端まで。 次郎エ門淵を除く。 泉川。	8 月 1 日以降で組合が定め公示する日から 10 月 10 日まで。
	疑似餌	ドブ釣	旭橋上流端から渚橋上流端まで。	6 月 1 日以降で組合が定め公示する日から 10 月 10 日まで。
		使用鉤は 7 本以内とする。	谷代田橋上流端から八代田取水堰まで。	6 月 1 日以降で組合が定め公示する日から 4 週間。

	釣			旭橋上流の二郎エ門淵。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。
		流し毛鉤釣	使用鉤は2本以内とし、掛鉤の併用を禁止する。	岡橋上流端から大川橋上流端まで。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。
あまご漁業	疑似餌釣	ルアー フライ 和式（テンカラ） 釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの併用を禁止する。	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。
				谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。 泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。
				通学橋上流端より大川橋上流端まで（以下「サツキマス特定区」という。）	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月31日まで。
	餌釣		アミ、ボーフラの使用は禁止する。 掛鉤の使用は禁止する。	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。 泉川。	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。
にじます漁業	疑似餌釣	ルアー フライ 和式（テンカラ） 釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する。	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。
				梅の木公園渡り石から奥野ダム軸上流300mまで。落合川。	1月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで。
	餌釣		アミ・ボーフラの使用は禁止する。掛鉤の併用は禁止する。	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。 泉川。	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。
うなぎ漁業	穴釣 竿釣		釣り以外の漁法及びモジリの使用を禁止する。	奥野ダム付替トンネル下流端から岡橋上流端まで。 泉川。	8月1日以降で組合が公示する日から9月30日まで。
				岡橋上流端から大川橋上流端まで。	6月1日以降で組合が公示する日から9月30日まで。

				で。
--	--	--	--	----

2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

ア、区 域	イ、期 間
奥野ダム軸上流 300mから付替トンネル下流端 奈畑川合流点から伊東市十足字奈畑 408-1 地先に 設置した基票及び奈畑川	周年
木梨乾物店工場前後 30mの区間	
赤淵橋上流端から砂防堰堤上流端まで	6 月 1 日以降で組合が定め公示する 日から 14 日間
岡橋コンクリート堰上流端から上流 30mの間	

3. ニジマス・アマゴ漁に於ける疑似餌釣りとは、フライ・ルアー和式（テンカラ）釣りとし、ワーム・ワームオイル及び赤化けの使用は認めない。
4. 遊漁時間は日の出から日没までとする。
5. 遊漁は船艇を使用してはならない
6. 前項の公示は組合の掲示場に公示する。尚その他適宜の方法により、一般に周知せしむる手段を講じるものとする。

（全長制限）

第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	イ、体長
あまご	12cm
にじます	12cm
うなぎ	25cm

（釣り大会のための遊漁の制限）

第5条 組合が釣り大会を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

*サツキマス特定区で採捕したあまご（サツキマス）は、その場で再放流（キャッチアンドリリース）しなければならない。

2. 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その 10 日前に公示しなければならない。
3. 前項の公示は、組合の掲示場に公示する。尚その他の方法により一般に周知せしむる手段を講じるものとする。

（入漁料の額及び納付の方法）

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁をする場所に於いて漁場監視員に納付する時の遊漁料は、次表の遊漁料に 500 円を付加して得た額とする。

1. 入漁料

魚 種	区 域	漁具漁法	種 類	遊漁料	
				1 年	1 日

あゆ	白川橋から奥野ダム梅の木公園渡り石まで	友釣	大人 中学生		解禁より 3 日間は 2,000 円以降 1,000 円
	奥野ダム付替トンネル下流端から渚橋上流端まで	友釣 餌釣 疑似餌釣	大人 中学生	6,000 円 1,000 円	1,000 円
うなぎ	奥野ダム付替トンネル下流端から大川橋上流端まで	穴釣 竿釣			
あまご	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで	疑似餌釣 餌釣	大人 中学生	10,000 円 1,000 円	1,000 円
	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで				
にじます	奈畑川合流点より奥野ダム軸上流 300m まで				
	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで				
サツキマス 特定区	通学橋下流端から渚橋上流端まで	疑似餌釣 疑似餌釣	大人 中学生		2,000 円

2. 第 5 条に基づく釣り大会に於ける大会遊漁料は、その大会の規模に基づきその都度定めるものとする。

3. 第 1 項の規定にかかわらず小学生については、総て入漁料を免除する。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは、様式 1 の遊漁承認証（以下「遊漁証」と称する）を交付する。

2. 遊漁証は、他人に貸与・譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合は遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。

3. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、様式 2 の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章を付けなければならない。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する
この規則は、令和 2 年 9 月 9 日から改正する。
この規則は、令和 3 年 5 月 20 日から改正する。

(

様式1) 腕章

遊漁承認証 (年鑑札)

遊 漁 証

No. _____

○ ○ 年 度

氏名

伊東市松川漁業協同組合

注意事項 *その他遊漁者全員に下記事項を期した案内書を配布する。

遊漁に際し守るべき事項

1. 遊漁者は遊漁する場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。
2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、相互に距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者が規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ又は、以降その者の遊漁を拒絶することがある。この場合すでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

様式2 1. 腕章

漁 場 監 視 員 証

監 視 員

伊東市松川漁業協同組合

2. 身分証明書

No. _____

身 分 証 明 書

下記のものは当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名

年齢

住所

有効期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

発効 令和 年 月 日

伊東市松川漁業協同組合

印

(裏 面)

注 意 事 項

- 1) 漁場監視を行うときは、本性を携帯しなければならない。
- 2) 遊漁承認証の携帯を求めるときは、本証を見せなければならない。